

2021年6月10日

株 主 各 位

愛知県安城市三河安城町一丁目9番地2

ABホテル株式会社

代表取締役社長 沓 名 一 樹

第7期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時00分までに到着するようにご返信くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：2021年6月25日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所：愛知県安城市三河安城南町1丁目8番地11
ホテルグランドティアラ安城 1階特設会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項：
報 告 事 項 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件
- 以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ab-hotel.jp/company/>）に掲載させていただきます。

39頁に記載の「新型コロナウイルスに関するお知らせ」も必ずご確認ください。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産の配布につきましては、諸般の事情により、取り止めさせていただきますことといたしました。株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府等による新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の拡大防止を目的とした休業要請や外出自粛要請等により、国民生活の様式が変化し消費活動が低迷するなど、わが国経済のみならずグローバルな実体経済に負の影響をもたらしました。2021年1月に一部地域において再度緊急事態宣言が発出される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済環境のもとで、当社は感染症拡大防止対策を実施しお客様に安心・安全にご利用頂けるホテル運営を行いました。またインターネット等を利用した広告宣伝の強化、政府が実施しているGo Toトラベル事業にも参加し宿泊稼働率の維持及び向上、利益面を鑑み経費削減に努めました。しかしながら感染症拡大防止を目的とした外出自粛要請による影響を受けた結果、前々期までに開業した既存23店舗の当事業年度の累計期間平均宿泊稼働率は69.0%となりました。

新規開発におきましては、「ABホテル堺東」、「ABホテル彦根」、「ABホテル可児」及び「ABホテル湖南」の4店舗を新規開業いたしました。

当社は、『健康』をキーワードに、宿泊特化型のビジネスシティホテルを全国に展開できる会社を目指してまいります。

当事業年度における業績につきましては、売上高4,739百万円（前期比24.7%減）、営業利益44百万円（同96.7%減）、経常利益26百万円（同98.0%減）、当期純利益は10百万円（同98.9%減）となりました。

なお、事業別の業績については、単一事業（ホテル事業）であるため、それぞれ記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は2,072百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

ABホテル堺東の新設

ABホテル彦根の新設

ABホテル可児の新設

ABホテル湖南の新設

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

ABホテル木更津、君津、新青森、長岡及び安城 以上5店舗の新設

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度におきましては、主に新規出店に対する設備投資資金に充当するため金融機関から3,550百万円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2018年3月期)	第 5 期 (2019年3月期)	第 6 期 (2020年3月期)	第 7 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	4,420,450	5,514,751	6,295,918	4,739,254
経 常 利 益(千円)	1,145,911	1,398,349	1,297,380	26,548
当 期 純 利 益(千円)	723,117	887,015	891,060	10,071
1株当たり当期純利益(円)	53.10	62.57	62.86	0.71
総 資 産(千円)	13,984,746	17,528,150	19,106,741	20,440,743
純 資 産(千円)	4,440,360	5,256,343	6,062,349	5,987,279
1株当たり純資産(円)	313.23	370.79	427.66	422.36

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該分割が第4期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社の状況

親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当社との関係
株式会社東祥	1,580百万円	52.8%	不動産賃貸借取引他

(注) 1. 親会社である株式会社東祥との取引については、市場実勢等を勘案して価格及び取引条件が他の取引条件と同等の水準となるよう検討し決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

(4) 対処すべき課題

① 既存施設の収益向上

当社は、既存店の収益力の維持及び向上が、最大の課題の1つと考えております。お客様の安全、満足度の向上を第一に考え、快適な宿泊を提供できるように店舗施設を適切に維持管理しつつ、収益力の増強を目指し、付加価値提供等サービス内容を充実させて顧客満足度の向上につなげ、OTA（※）の各販売サイトの表示に工夫を行って新規顧客をより効率的に確保するとともに、ABホテル会員も含めてリピーターの増加を図ること等々により、単価の底支えや上昇及び稼働率の維持・向上に努めてまいります。

※OTAとは、Online Travel Agencyの略称でインターネット上のみで取引を行う楽天トラベルやじゃらん等の旅行会社を指します。

② 新規出店候補地の確保

当社は、成長戦略として、単独店舗の経常利益率を35%とする出店基準を設定して、駅前や主要インターチェンジ付近などビジネスでの利用が見込める地域を中心とした新規出店候補地の選定に取り組み、年間3店舗以上を目標に新規開発を行い、長期的には100店舗体制を目指してまいります。

③ 投資金額の増加と財務体質の強化について

当社は今後も新規開発を行う予定であります。設備投資資金につきましては、現在、金融機関からの借入金による資金調達が主となっております。今後は、収益力の強化、東祥リート投資法人を活用した建物リース等の採用によりバランスシートの更なる改善を図ってまいります。

④ 人材の確保と育成

足元の雇用環境においては、多くの業種業界において人手不足への対応が事業成長における大きな課題となっており、長く働きたいと思える環境を構築することが必要と捉えております。当社では、施設の増加に伴う社員の確保と教育、また、当社はホテルの事業運営を業務委託方式により行っていることから、支配人の確保及び育成は必要不可欠であると考えております。今後も、安定したサービスの提供、サービスの質の向上を組織的に行い、企画開発力、環境対応力の向上を図り、経営基盤の強化及び業績の安定拡大に努め、ひいてはお客様満足度の向上に努めなければならないと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

ホテル事業

お客様のニーズに着実にお応えし、心休まる快適な空間、サービスを提供する『ABホテル』（ビジネスホテル）を運営

(6) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

本社

愛知県安城市三河安城町一丁目9番地2

ビジネスホテル

愛知県13棟、埼玉県1棟、石川県1棟、群馬県1棟、奈良県1棟、岐阜県3棟、静岡県2棟、京都府1棟、滋賀県3棟、山口県1棟、福岡県1棟、大阪府2棟、長野県1棟

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 事業別の使用人の状況

事業部門	使用人数	前事業年度末比増減
本社部門	22名	△3名
ホテル事業	10名	7名
合計	32名	4名

- (注) 1. 臨時社員（パートタイマー等）の当事業年度末雇用人員は、123名であります。
なお、臨時社員の雇用人数は、月間173時間換算で計算しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べ4名増加しておりますが、これは新規出店に伴う人員体制強化のためであります。

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	4名	30.5歳	2.5年

- (注) 1. 臨時社員（パートタイマー等）の当事業年度末雇用人員は、123名であります。
なお、臨時社員の雇用人数は、月間173時間換算で計算しております。
2. 当社は、2014年10月1日に株式会社東祥の新設分割により設立しておりますので、同日からの平均勤続年数を記載しております。

(8) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千円)
碧 海 信 用 金 庫	2,398,400
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	974,210
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	749,760
株 式 会 社 十 六 銀 行	724,766
株 式 会 社 京 都 銀 行	599,580
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	565,000
豊 田 信 用 金 庫	549,810
株 式 会 社 清 水 銀 行	361,570
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	329,860
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	315,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 53,760,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,176,000株
 (3) 株主数 1,645名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 祥	千株 7,480	% 52.77
A B 開 発 合 同 会 社	5,040	35.55
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	301	2.12
野村信託銀行株式会社(投信口)	190	1.34
三 浦 寛 之	106	0.75
三菱UFJモルガン・スタンレー 証 券 株 式 会 社	71	0.51
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	53	0.38
楽 天 証 券 株 式 会 社	48	0.34
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	40	0.28
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	30	0.22

(注) 持株比率は自己株式319株を控除して計算しております。

3. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役社長	杓名一樹	A B 開発合同会社代表社員
取締役	大津玄	ホテル事業部長
取締役	細井英治	株式会社ホソイメガネ代表取締役会長
取締役	石原大輔	知立法律事務所代表
常勤監査役	東隆将	
監査役	小野内宣行	小野内会計事務所所長 株式会社日本エス・エム・シー代表取締役
監査役	光岡要次郎	光岡会計事務所所長 シンポ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役細井英治氏及び石原大輔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小野内宣行氏及び光岡要次郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小野内宣行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役光岡要次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役細井英治氏、取締役石原大輔氏、監査役小野内宣行氏並びに監査役光岡要次郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 2020年9月30日をもって、取締役山下裕輔氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は管理本部長兼経理部長でありました。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査役会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査役会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上のため業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮できる役員報酬制度を定めております。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

2. 取締役の報酬に係る方針

(1) 基本報酬

基本報酬は、役位（社長等）、職責、会社への貢献度、在籍年数等に応じて総合的に勘案し決定し、毎月現金で支払っております。

(2) 業績連動報酬

業績連動報酬は、持続的な業績向上に対する意識を高めるため、中期事業計画及び単年度の売上高及び経常利益（率）の目標値に対する達成状況並びに過去実績からの成長率に応じて取締役会にて検討し、その決定で定められた日程に従い現金にて支払いを行います。

(3) 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、長期間にわたり当社へ貢献したことに報いるため月額報酬と役職別倍率を用いて算出いたします。退任後到来する株主総会にて内規に基づき決議し、決定された金額を支給します。

3. 構成内容

(1) 当社の取締役報酬の構成内容は下記のとおりです。

職位	構成内容
代表取締役・取締役	基本報酬・業績連動型報酬・役員退職慰労金
社外取締役	基本報酬

(2) 当社の固定報酬、業績連動報酬等の報酬額の全体に対する方針は下記のとおりです。

持続的な企業の成長に資する内容となるよう割合を決定します。

4. 取締役報酬の決定に関する事項

当社の取締役報酬の決定は、取締役会で決定された上記1～3の方針に則り、取締役会において業績等を勘案し検討した後、取締役会により委任された代表取締役が株主総会で決定された範囲において決定します。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	67,993	60,741	1,702	5,550	5
(うち社外取締役)	(1,367)	(1,367)	(—)	(—)	(2)
監査役	6,970	6,480	130	360	3
(うち社外監査役)	(1,610)	(1,610)	(—)	(—)	(2)
合 計	74,963	67,221	1,832	5,910	8
(うち社外役員)	(2,977)	(2,977)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月9日開催の臨時株主総会決議において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
当該株主総会最終時点の取締役の員数は、4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年10月9日開催の臨時株主総会決議において、年額30百万円以内と決議されております。
当該株主総会最終時点の監査役の員数は、3名です。
4. 退職慰労金には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役倉名一樹氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。
6. 業績連動報酬等にかかる業績指標は中期事業計画及び単年度の売上高及び経常利益（率）の目標値に対する達成状況（当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により当初未定）並びに過去実績からの成長率であり、その実績は、売上高4,739百万円、経常利益26百万（経常利益率0.6%）売上高成長率△24.7%、経常利益成長率△98.0%であります。当該指標を選択した理由は、業績目標達成の意欲を高め、持続的な企業の成長に資するからであります。当社の業績連動報酬は、職位別等の基本報酬額に対して、達成率及び達成状況から判断し算定されるものの、当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく経済環境が変化した状況下であり、上記実績を考慮し取締役会で審議のうえ業績連動報酬を支給しております。
7. 報酬額等の額には、2020年9月30日付で退任した取締役1名の報酬を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・細井英治氏は、株式会社ホソイメガネ代表取締役会長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・石原大輔氏は、知立法律事務所代表であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・小野内宣行氏は、小野内会計事務所所長及び株式会社日本エス・エム・シー代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・光岡要次郎氏は、光岡会計事務所所長及びシンポ株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも同法第425条第1項に定める額としております。

③ 当事業年度における主な活動状況

<取締役>

取締役細井英治氏は取締役会14回開催中13回出席しております。また、取締役石原大輔氏は取締役会14回開催中14回出席しております。

なお、取締役細井英治氏は経営者として企業経営の観点から、取締役石原大輔氏は主に弁護士として企業法務の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

<監査役>

監査役小野内宣行氏は、取締役会14回開催中14回出席し、監査役会13回開催中13回出席しております。監査役光岡要次郎氏は、取締役会14回開催中14回出席し、監査役会13回開催中13回出席しております。

なお、監査役小野内宣行氏は税理士としての専門的見地から、監査役光岡要次郎氏は会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(5) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	11,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は、不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたしません。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、会社法第427条第1項に定める契約締結は行っておりません。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「経営計画書」、「服務規律」を全従業員に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を追加及び修正しております。また、週1回常勤の取締役で構成され開催されている「運営会議」において、各事業の重要事項を検討しております。内部統制室は、全社の内部監査を実施し、定期的に代表取締役及び監査役等に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、適切に保存及び管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しております。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤の取締役で構成されている「運営会議」は週1回、監査役同席のもと行われる「取締役会」は月1回以上開催され、各取締役からの提案事項に対し、経営上重要な決定を行っております。

(5) 企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社は、効果的かつ効率的なグループ経営を行うため、親会社との間で定期的な報告会を開催し、当社の業況や重要な案件について情報の共有化を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査業務に必要な事項を経理部等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役及び取締役会の指揮命令を受けないこととなっております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、「取締役会」、「運営会議」、その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べるができる体制をとっております。
- ② 取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事象が発生し、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役から会社情報等の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにする等監査役監査の環境を整備するよう努めております。
- ② 監査役は、代表者との定期的な意見交換を開催し、併せて内部統制室との連携を図ります。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、連携をとっております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は次のとおりであります。

① コンプライアンス等に関する取組み

当社は、年1回開催している「経営計画発表会」において、当社の行動規範を定める「経営計画書」について、社長をはじめとする経営陣が全社員向けに直接説明するとともに、新入社員研修時に法令順守等に関する研修を実施しております。

② リスク管理体制の強化

損失の危険の管理に関しましては、各取締役が担当の分掌範囲において実施しており、災害等発生時においては、発生状況、対応方法等について「運営会議」及び「取締役会」に報告しております。

③ 監査役の監査体制

監査役は、監査計画に基づき監査を実施しており、「運営会議」及び「取締役会」に出席する等の方法により、取締役からの報告事項を確認しております。また、内部統制室における内部監査に同行し使用人へのヒアリング等を実施しております。

取締役及び使用人は、監査役から情報等の提供を求められた場合に速やかに提供するように努めております。また、監査役は、四半期に一度、株式会社東祥の内部統制室及び会計監査人との意見交換を実施しており、その内容について代表者とも意見交換を実施しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,574,556	流 動 負 債	2,667,896
現金及び預金	2,981,739	前受金	42,986
売掛金	277,945	1年内返済長期借入金	1,467,192
貯蔵品	20,982	未払金	789,902
前払費用	58,498	リース債務	255,461
その他	235,390	未払費用	60,404
固 定 資 産	16,866,187	預り金	12,759
有 形 固 定 資 産	16,108,277	未払法人税等	25,333
建物	10,622,694	ポイント引当金	13,810
構築物	465,201	その他	46
機械装置	16,301	固 定 負 債	11,785,566
工具器具備品	81,702	長期借入金	7,888,536
リース資産	3,177,689	退職給付引当金	1,338
土地	989,154	役員退職慰労引当金	32,830
建設仮勘定	755,534	預り保証金	47,280
無 形 固 定 資 産	27,728	長期リース債務	2,981,456
電話加入権	1,527	資産除去債務	834,125
ソフトウェア	895	負 債 合 計	14,453,463
施設利用権	25,305	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	730,181	株 主 資 本	5,987,279
出資金	40	資本金	953,920
投資有価証券	500	資本剰余金	1,387,438
長期前払費用	11,174	資本準備金	878,920
繰延税金資産	132,253	その他資本剰余金	508,518
敷金及び保証金	574,463	利 益 剰 余 金	3,646,602
会員権	950	その他利益剰余金	3,646,602
店舗賃借仮勘定	10,800	特別償却準備金	32,793
資 産 合 計	20,440,743	繰越利益剰余金	3,613,808
		自 己 株 式	△680
		純 資 産 合 計	5,987,279
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,440,743

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,739,254
売 上 原 価		4,324,323
売 上 総 利 益		414,931
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		370,595
営 業 利 益		44,336
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22	
受 取 手 数 料	17,452	
そ の 他	53,750	71,224
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76,339	
そ の 他	12,673	89,012
経 常 利 益		26,548
特 別 利 益		
解 約 違 約 金 免 除 益	16,851	16,851
税 引 前 当 期 純 利 益		43,399
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,930	
法 人 税 等 調 整 額	13,397	33,328
当 期 純 利 益		10,071

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金				利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その 剰 余 金	他 本 金	資 剰 余 金 計	その他利益剰余金		
						特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	953,920	878,920	508,518	1,387,438	65,586	3,655,997	3,721,584	
当期変動額								
剰余金の配当						△85,054	△85,054	
特別償却 準備金の取崩					△32,793	32,793	—	
当期純利益						10,071	10,071	
自己株式の取得								
変動額合計	—	—	—	—	△32,793	△42,189	△74,982	
当期末残高	953,920	878,920	508,518	1,387,438	32,793	3,613,808	3,646,602	

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△593	6,062,349	6,062,349
当期変動額			
剰余金の配当		△85,054	△85,054
特別償却 準備金の取崩		—	—
当期純利益		10,071	10,071
自己株式の取得	△87	△87	△87
変動額合計	△87	△75,069	△75,069
当期末残高	△680	5,987,279	5,987,279

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

① 商品

最終仕入原価法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、全額費用処理しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェアの自社利用分については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、その他のものについては零としております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客の宿泊実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付にかかわる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 会計上の見積もりに関する注記

(固定資産の減損損失)

当事業年度においては、感染症拡大の影響により、当社の営むホテル事業において相当程度影響が出ております。「A Bホテル京都四条堀川」においては、訪日外国人の減少、外出自粛等の影響により、固定資産の減損について次のとおり検討をいたしました。

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した固定資産の額

建物及び構築物	693,304千円
機械装置及び運搬具	1,616千円
工具、器具備品	872千円
リース資産	176,242千円
合計	872,036千円

② 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候については、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又は、キャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、当期以降プラスとなる見込みがないこと（オープンから起算して満2カ年を経過しない物件については対象外とする。）とし、資産又は資産グループの主要な経済耐用年数と20年のいずれか短い期間での将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する検討をおこなった結果、減損測定には至らないと判断しております。

しかしながら、将来キャッシュ・フローの見積もりにつきましては、外出自粛要請等業績低下要因がワクチンの接種等により徐々に回復するものと仮定し見積もりを行っており、当社が仮定した一定の条件が今後様々な要因によって異なる結果となる可能性があり、その場合上記に記載した固定資産の範囲において減損損失を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	434,855千円
担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	69,840千円
長期借入金	91,800千円
合計	161,640千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,376,094千円

(3) 国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額

76,132千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,661千円
長期金銭債権	28,928千円
短期金銭債務	911千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 30,683千円

売上原価 12,496千円

販売費及び一般管理費 7,675千円

営業取引以外の取引による取引高 44,880千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,176,000株	一株	一株	14,176,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	254株	65株	一株	319株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り65株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	85,054	利益剰余金	6.0	2020年3月31日	2020年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,175	利益剰余金	1.0	2021年3月31日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、主にお客様がクレジットカード決済及びOTA（楽天トラベル・じゃらん等）において決済を行ったことによるものであります。

当社は賃貸人等に対し契約締結時に敷金及び保証金を差し入れております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、信用度の高いクレジットカード会社やOTAを相手先とし、クレジットカード会社及びOTA先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金については、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクに備え、必要に応じて金利条件の見直しや借換え等を検討いたします。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,981,739	2,981,739	—
(2) 敷金及び保証金	574,463	531,299	△43,164
資産計	3,556,203	3,513,039	△43,164
(1) 未払金	789,902	789,902	—
(2) 未払法人税等	25,333	25,333	—
(3) 長期借入金 (※1)	9,355,728	9,340,678	△15,049
(4) リース債務 (※2)	3,236,917	3,476,288	239,370
(5) 預り保証金	47,280	45,958	△1,321
負債計	13,455,161	13,678,162	223,000

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(※2) 1年内支払予定のリース債務を含めて記載しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとにそのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく変動していないため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 預り保証金

預り保証金の時価は、受入期間ごとにそのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払賞与	2,991
未払事業税	4,533
ポイント引当金	4,156
役員退職慰労引当金	9,881
仲介手数料	34,237
資産除去債務	251,071
その他	90,572
繰延税金資産合計	<u>397,446</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	△14,121
資産除去債務	<u>△251,071</u>
繰延税金負債合計	<u>△265,193</u>
繰延税金資産の純額	<u>132,253</u>

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	422円36銭
1株当たり当期純利益	0円71銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

A B ホテル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 英 喜 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A B ホテル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

A B ホテル株式会社 監査役会

常勤監査役 東 隆 将 ⑩

社外監査役 小野内 宣 行 ⑩

社外監査役 光 岡 要 次 郎 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開及び企業体質の強化に備えた内部留保の充実等を勘案して決定する方針であります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金1円
配当総額は14,175,681円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日といたします。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	くつ な かず き 沓 名 一 樹 (1980年3月9日)	2003年6月 株式会社東祥入社 2010年1月 同社A Bホテル部長 2011年6月 同社取締役A Bホテル部長 2014年10月 同社取締役 当社専務取締役 2015年4月 当社専務取締役最高執行責任者 2016年9月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) A B開発合同会社代表社員	5,047,315株
2	おお つ げん 大 津 玄 (1984年4月3日)	2007年4月 日興コーディアル証券株式会社（現S MBC日興証券株式会社）入社 2013年11月 株式会社東祥入社 2014年10月 当社に株式会社東祥より転籍 2016年9月 当社開発部長 2017年10月 当社取締役ホテル事業部長（現任）	469株
3	ほそ い ひで はる 細 井 英 治 (1943年10月7日)	1967年1月 株式会社ホソイメガネ入社 1980年4月 株式会社ホソイメガネ代表取締役社 長 2016年12月 株式会社ホソイメガネ代表取締役会 長（現任） 2017年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ホソイメガネ代表取締役会長	470株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	いしはら だいすけ 石原大輔 (1974年1月9日)	1996年4月 有限会社プロミネント入社 2008年12月 弁護士登録 2009年1月 21世紀法律事務所入所 2012年4月 知立法律事務所開所(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 知立法律事務所代表	431株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者杓名一樹氏及び大津玄氏は、当社の親会社であります株式会社東祥の業務執行者であり、過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
3. 細井英治氏及び石原大輔氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 細井英治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 石原大輔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門的知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 細井英治氏及び石原大輔氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって細井英治氏が4年、石原大輔氏が3年となります。
6. 所有する当社の株式数には、A Bホテル役員持株会の所有株式数を含めて記載しております。
7. 杓名一樹氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるA B開発合同会社が所有する株式数を含んでおります。
8. 当社は、細井英治氏及び石原大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、細井英治氏及び石原大輔氏を東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※1	こばやし てつじ 小林 哲司 (1977年3月11日)	1999年4月 株式会社東祥入社 2015年9月 当社に株式会社東祥より転籍 2015年9月 当社監査役 2016年9月 当社内部統制室室長（現任）	1,440株
2	おののうちのぶ ゆき 小野内 亘行 (1949年4月2日)	1972年3月 金子公認会計士事務所入所 1973年9月 稲垣会計事務所入所 1974年3月 有限会社小野内塗装店入社 1975年9月 平岩邦範税理士事務所入所 1976年5月 花井税務会計事務所入所 1979年6月 税理士登録 1980年1月 小野内会計事務所開業 所長（現任） 1986年2月 株式会社エス・エム・シー設立 代表取締役（現任） 2015年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 小野内会計事務所 所長 株式会社エス・エム・シー 代表取締役	470株
3	みつおか ようじ ろう 光岡 要次郎 (1971年7月9日)	1997年1月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年3月 公認会計士登録 2004年7月 光岡会計事務所開業（現任） 2015年9月 シンボ株式会社社外監査役就任（現任） 2016年9月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 光岡会計事務所 所長 シンボ株式会社 社外監査役	470株

- (注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者小林哲司氏は、当社の親会社であります株式会社東洋の業務執行者であり、過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 小野内亘行氏及び光岡要次郎氏は、社外監査役候補者であります。
5. (1) 小野内亘行氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士としての専門的な知識と幅広い知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 光岡要次郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計、税務に精通しており、当社の社外監査役としてその責務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 小野内亘行氏及び光岡要次郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小野内亘行氏が6年、光岡要次郎氏が4年となります。
7. 当社は、小野内亘行氏及び光岡要次郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、小野内亘行氏及び光岡要次郎氏を東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

2020年9月30日をもって取締役を退任された山下裕輔氏、本総会終結の時をもって監査役を退任されます東隆将氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山下 裕輔	2016年9月 当社取締役 2020年9月 当社取締役退任
ひがし 東 隆 将	2016年8月 当社監査役（現任）

以 上

株主の皆様へ

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

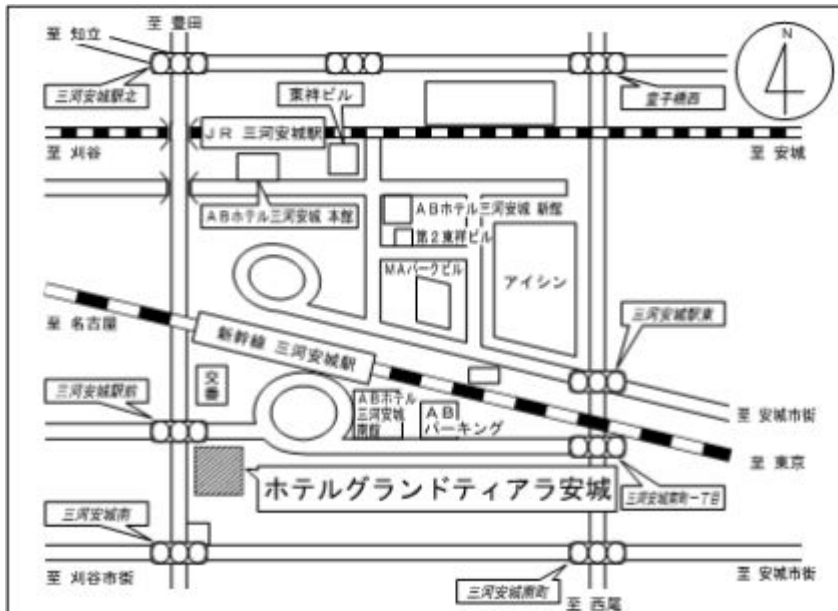
また、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

メ モ

株主総会会場ご案内図

愛知県安城市三河安城南町1丁目8番地11
ホテルグランドティアラ安城 1階特設会場



交通：新幹線「三河安城駅」より徒歩1分

JR東海道線「三河安城駅」より徒歩3分

- ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日にお配りしておりましたお土産の配布につきましては、諸般の事情により、取り止めさせていただくことといたしました。株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

